資料１－４

平成 26 年 10 月 8 日

内閣府規制改革推進室　ヒアリング資料

ラテンバー事業者会　代表
ラテンワークスコーポレーション株式会社・株式会社モガンボ
田中雅史

私は六本木で、サルサクラブと、外資系企業で働く外国人の方々向けのブリティッシュ・パブを約 20 年間経営しております。
また、3 年前よりシンガポール、香港にそれぞれブリティッシュ・パブを出店し経営しております。
本日はサルサクラブ経営者としての立場と、六本木の事業者としての立場からお話をさせていただきたいと思います。

1. まず、サルサクラブの経営者としての立場からお話致します。
サルサクラブは夕方の比較的早い時間から、インストラクターによる無料レッスンが店内で行われまして、その後は飲食をしながら自由にダンスを楽しみます。
客層は 20 代から 60 代までと幅広く、一番多い年齢層は 30 代、40 代といった大人の方々です。
そのため、飲食をされるにあたっても、みなさん節度のある行動をとられていると感じます。同じようにレストラン等の店内で踊りを楽しむペアダンスとしては、アルゼンチンタンゴ、ブラジリアンペアダンス、社交ダンスなどもあります。
このようなペアダンスを楽しむ飲食店の場合、ほとんどの客が「ダンスを踊りたい」といった目的のために来店されます。
そのため、お酒を飲み過ぎてしまっては踊れなくなってしまいますから、泥酔しているような客を見る事はほとんどありません。店の内外での酔客によるトラブル、ケンカも私の知る限りではほとんどなく、
もちろん、性風俗につながるような営業や事件も起こってはおりません。
むしろ、私が別に経営しておりますイングリッシュ・パブの客の方が、大量に飲酒されますし、大声で話したり騒いだりととても賑やかで、時々、コントロールは大変です。
酔客による問題は、こちらの方が何倍も大きいかと思います。
これらの事から、ペアダンスと飲食を伴う営業が、他の飲食店と比べ、「とくに近隣に迷惑をかける」という事はないように思います。
また、これらのペアダンスは女性にたいへん人気があり、インストラクターやショーダンサーといった、職業としての女性の活躍の場の拡大にもなっていて、女性雇用の一端を担っているように思います。
2. 私の経営するサルサクラブは、昨年の秋頃、警察による立ち入りがありました。

そして、「飲食店でダンスをさせている」という点から「脱法クラブである」という指摘を受けました。
数回の立ち入りや指導のあと、今年の始めに風俗業の 3 号営業の許可を取得いたしました。
この 3 号営業の取得はなかなか容易ではありません。
なぜかと申しますと、まず、申請から取得までにかかった費用は約 50 万円でした。
そして、3 号営業を行うための条件の一つに、未成年の立ち入り禁止という一項があります。従って、お子さんを含めたご家族での食事が出来なくなりました。
また、お子さんを連れた女性のレッスンの参加、子供を対象とした「キッズサルサ」といったレッスンを楽しんで頂くことも出来なくなりました。
同時に、外部から店内が見えないようにしなければならず、それにより健全なイメージが損なわれてしまいました。
更に、申請から取得にかかった約 2 ヶ月もの間は、営業をしてはいけないため、収入がない中、店舗の賃料やスタッフの休業補償は大きな負担となりました。
取得後に出来なくなった上記のイベントも重なって、現在も補填が出来ていない状況です。
これは決して、弊社だけの問題をお話ししているのではありません。
現在の規制の中では、サルサやブラジリアンペアダンス、フラメンコ、社交ダンス飲食店にとっても、３号営業の取得は容易でなく、または要件上不可能です。

私たちペアダンス飲食店の事業者にとってあまり大きな負担とならず、参入がし易い改正を期待いたします。

3. 次に六本木の事業者としての立場からお話しさせてください。

まず、規制が現状のまま緩和されない、または、仮に営業時間は延長するが用地要件が縮小される、といった改正が行われた場合、起こるであろう憂慮すべき問題があります。
それは、当該地域の賃料の高騰です。
既に六本木では「貸し事務所業」という名目で、風営許可が取れる物件を借り上げている業者が存在しています。
彼らの多くは、相場よりも高い家賃を事業者に請求し、ビルのオーナーに支払う家賃との差額から利益を得ています。風俗営業の許可申請に必要な書類として、貸主からの「物件の使用承諾書」が必要となりますが、これらの書類作成までも、法外な値段を請求してくることがあります。彼ら要求に応じない場合は、書類が作成されず、事業者は許可申請ができないため、不本意にも無許可営業をすることとなります。営業許可の取れる地域が限られるほど、彼らのような悪徳業者が

更に利益を得ることとなるでしょう。
そして、一度このような業者が入り込んでしまうと、ビルのオーナーの意向をもってしても退去させる事は難しいのです。これが仮に、反社会的な組織による借り上げや又貸し、居座りと行った状況に至った場合、再開発の計画も進まず、街の治安の悪化に直結することが容易に想像できます。

まさにここで、規制の緩和がその抑止力となります。

4. 改正に際しお願いしたいのは、曖昧な文言をさけ、明快に示していただくことです。
現在の風営法の、どのようにもとれる文言からなる文章は、意味を汲み取りにくく、事業者には何が合法で何が違反になるのか判断がつきにくいです。これは、法律を守りたくても守れないことに繋がり、同時に、摘発のリスクを伴うため、長期的な事業計画を立てることが難しくなります。そうなると出資金も集まりません。
コンプライアンスのしっかりした大手優良資本は参入を見送り、結果、リスクを冒してでも利益を上げようという思考を持つ事業者だけが集まるようになります。

その曖昧さによって、ダンスイベントも事前に中止されるなど、今にいたるまで多くのビジネスチャンスが失われています。
経済的損失はかなりのものだと思います。

また、この事は人材確保にも影響します。
良識のある人は、取り締まりを受けるかもしれない職業は選びません。そして良質な人材は、業界の体質改善に不可欠です。
意識の高い就業者は、街の住民とともに街の治安の問題にも向き合い、解決していく力となるのです。

いま六本木では、事業者の有志が集まり、街の浄化活動を展開しています。週 1 回の清掃活動や登校児童の見守り活動を自主的に行い、地元商店会との連携も進めています。

5. 2020 年の東京オリンピックはもちろん、海外では人気の高いラグビーの W 杯も、2019 年に日本で行われます。
この先、世界各国から、日本をよく知らない観光客が大勢訪れることでしょう。
過去のスポーツの世界イベントの後に（この時は世界空手選手権でしたが)、100 名を超える予約が深夜に入ることもありました。

イベント参加者や旅行者にとっても、深夜営業のクラブは大きな楽しみのひとつです。また平時においても、東京ではたくさんの国際的なフォーラム、催し事が開かれています。会議が終了したあとは、在住、在外を問わず、大勢の外国の方が六本木を訪れます。私のところにも、たくさんの大使館職員がダンスを楽しみに来店されます。
五輪開催に向け、今後ますます需要の拡大が加速していく中、私たち六本木の事業者には何ができるのか、現在の規制の下では、これらの需要に対応することは難しいです。

6. 香港にランカイフォンという街があります。政治の中枢にもほど近い、六本木に似た有名な深夜の繁華街で、ここには毎週末、多くの人が訪れます。しかし、高騰する賃料により店舗数が客の数に追い付かず、また、飲料の価格が割高になるため、数百名から千名を超える人々がコンビニで買ったお酒を路上で飲んで騒いでおり、大変な問題となっています。
六本木で、日本で、このような事態を招いてはなりません。
観光客を安全に受け入れる場所が必要となる中、それらを合法的に営業させて的確にコントロールしていく態勢づくりが、街にとって先手となる良策といえます。

長い間、アジア経済の中心であった東京から、いま、シンガポール・香港に資本が流出しつつあります。シンガポールではナイトクラブ産業が大きな観光資源のひとつとして、時代にあった規制の緩和が積極的に行われています。
これが日本にできない筈はありません。
これから訪れる海外からの人々に、安全なナイトライフを提供し、「やはり日本は信頼のおける国だ」という印象を持ってもらう、事業者としてその一端を担いたいと思います。

将来を見据えた規制緩和の実現を期待しつつ、話を終わらせていただきます。